

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者業務管理体制確認検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者業務管理体制確認検査実施要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、確認検査に関し必要な事項を定める。

(一般検査の実施通知)

第2条 一般検査の実施通知は、第1号様式により検査実施日の概ね1月前までに行う。

(特別検査の実施通知)

第3条 特別検査の実施通知は、第2号様式により行う。

(検査の結果通知等)

第4条 要綱第4条第3項に規定する結果通知は、第3号様式により行うものとする。
2 改善を要する事項については、検査終了後、速やかに特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）に対して、口頭で講評を行い、後日文書にて通知するものとする。

(改善報告書)

第5条 要綱第4条第4項に規定する文書による報告は、第4号様式によるものとする。
2 特定教育・保育提供者は、結果通知日から2月以内に、市長に文書による報告をしなければならない。

(改善勧告の実施)

第6条 要綱第5条(1)に規定する勧告に係る措置は、第5号様式により特定教育・保育提供者に対し、文書を交付して行うものとする。
2 改善勧告に係る対応については、期限を付して文書による報告を求めるものとする。

(改善命令の実施)

第7条 要綱第5条(2)に規定する命令に係る措置は、第6号様式により特定教育・保育提供者に対し、文書を交付して行うものとする。
2 改善命令に係る対応については、期限を付して文書による報告を求めるものとする。

附 則

この要領は平成30年12月1日から施行する。

第1号様式（一般検査実施通知）

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長



業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

業務管理体制の整備に関する届出内容について確認するため、子ども・子育て支援法第56条の規定により報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 提出書類
- 2 書類の提出方法
- 3 提出期限
- 4 提出先

第2号様式（特別検査実施通知）

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長



業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

業務管理体制の整備状況について確認するため、子ども・子育て支援法第56条の規定に基づき立入検査を実施するので通知します。

記

- 1 立入検査の日時及び場所
- 2 担当者
- 3 立入検査の内容
- 4 準備する書類

なお、上記のほか、必要に応じて追加で資料の提出をお願いする場合があります。

第3号様式

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長



業務管理体制の整備に関する検査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第56条の規定に基づき下記のとおり実施をした検査の結果、改善を要する事項が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

なお、改善を要する事項については、「業務管理体制の整備に関する検査における指摘事項の改善について（報告）」により、対応状況を本通知から2月以内に報告してください。

記

- 1 検査実施日
- 2 改善を要する事項
- 3 改善報告期限
- 4 提出先

第4号様式（改善報告書）

第 号
年 月 日

船 橋 市 長 あて

設置者・事業者の名称

所在地

代表者氏名



業務管理体制の整備に関する検査における指摘事項の改善について（報告）

年 月 日付け、第 号にて通知のありました改善を要する指摘事項に係る改善状況について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

指摘事項	改善状況	備考

様

船 橋 市 長



業務管理体制の整備について（勧告）

子ども・子育て支援法第56条の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、子ども・子育て支援法施行規則第45条に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、子ども・子育て支援法第57条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、勧告に係る期限までに、勧告に従わなかったときは、子ども・子育て支援法第57条第2項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、子ども・子育て支援法第57条第3項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、子ども・子育て支援法第57条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

- 1 設置者又は事業者の名称
- 2 勧告理由
- 3 勧告事項
- 4 改善期限
- 5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限

(3) 改善状況を確認するために、場合によっては、本社（本部）又は施設等を訪問すること等があります。

(別添)

勧告事項改善報告書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

設置者・事業者の名称

所在地

代表者氏名

⑩

年 月 日付け 第 号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

第6号様式（改善命令）

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長



業務管理体制の整備について（命令）

子ども・子育て支援法第57条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、子ども・子育て支援法第57条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、子ども・子育て支援法第57条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

- 1 設置者又は事業者の名称
- 2 命令事項
- 3 改善期限
- 4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限

(3) 改善状況を確認するために、場合によっては、本社（本部）又は施設等を訪問すること等があります。

- 5 教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(別添)

命令事項改善報告書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

設置者・事業者の名称

所在地

代表者氏名

⑩

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、命令のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。